

# 情報あら

## 平成14年度 自衛隊幹部候補生募集

▼採用予定数

| 区 分           |         | 男子    | 女子   |
|---------------|---------|-------|------|
| 陸上自衛隊         | 一般幹部候補生 | 約110人 | 約10人 |
| 海上自衛隊         | 一般幹部候補生 | 一般    | 約5人  |
|               |         | 飛行    |      |
| 技術幹部候補生       |         | 約20人  |      |
| 航空自衛隊         | 一般幹部候補生 | 一般    | 約5人  |
|               |         | 飛行    |      |
| 医科・歯科・薬剤幹部候補生 |         | 若干名   |      |

▼応募資格 平成14年4月1日現在

で、次のいずれかに該当する方

●20歳以上26歳未満で大学卒業程度の学力を有する方

●28歳未満で大学院修士課程を修了（見込みを含む）した方

●医科・歯科・薬剤幹部候補生は専門の大学を卒業（見込みを含む）した方（薬学修士取得者は28歳未満）

▼受付期間

4月8日(月)～5月10日(金)

▼試験日

●一次試験：5月25日(土)（飛行要員については5月26日(日)に適正試験があります）

●二次試験：6月25日(火)～27日(木)のうち指定する日

▼問い合わせ 室蘭募集事務所 (☎④9533)

## サッカー審判講習会

～室蘭地区サッカー協会主催～

◎4級審判講習

▼日時 3月30日(土) 17時30分～

▼場所 市民会館

▼費用 6千円

▼持ち物 筆記用具

◎3・4級審判更新講習

▼日時 3月23日(土) 17時30分～

▼場所 市民会館

▼費用 5千円

▼持ち物 筆記用具

▼問い合わせ 遠藤さん

(☎④5712)

## 3月は道税・市税の納税推進強調月間です

道税・市税の納税をお忘れの方はいませんか。

3月を納税推進強調月間として、まだ納めていない方の納税を推進しています。

納めていない方は早めに納めましょう。

▶道税の問い合わせ 胆振支庁納税課 (☎②9131)

▶市税の問い合わせ 税務課 (☎⑤1155)

## 少年の非行を防ぎましょう

学年末から新学期にかけては、春休みの開放感や進学、就職などに伴う環境の変化から心理的動揺による家出少年が増加します。

また、不安定な少年心理につけ込んだ暴力団や素行不良者による犯罪の被害者となるケースが多く見られます。

いつも子どもたちの行動に関心を持ち、少年の保護や非行防止に努めましょう。

▼問い合わせ 室蘭警察署

## カンジキはいて野山を歩こう

～後志森林管理署登別森林事務所・自然愛好グループ・ボンキリの会共催～

▼日時 3月10日(日) 9時30分～12時

▼場所 登別地獄谷・地獄谷遊歩道 周辺

※集合場所は、申し込みの際に、お知らせします。

▼定員 25人(申込順)

▼参加料 300円(保険代ほか)

▼持ち物 しりすべり用ビニール

▼申し込み 3月6日(木)までに電話で伴野さん (☎⑤7515)

## 育児・介護休業法が改正されました

▶改正点

| 事 項                              | 改正後                            | 改正前                            | 施行期日        |
|----------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|-------------|
| 育児休業や介護休業の申し出や取得を理由とする不利益取り扱いの禁止 | 解雇その他の不利益な取扱いを禁止               | 解雇を禁止                          | 平成13年11月16日 |
| 育児または介護を行う労働者の時間外労働の制限           | 1カ月24時間、1年150時間を超える時間外労働を制限    | 規定なし                           | 平成14年4月1日   |
| 勤務時間の短縮などの措置義務の対象となる子の年齢の引き上げ    | 義務…3歳未満の子<br>努力義務…3歳以上小学校就学前まで | 義務…1歳未満の子<br>努力義務…1歳以上小学校就学前まで |             |
| 子の看護のための休暇の措置                    | 努力義務                           | 規定なし                           | 平成13年11月16日 |
| 育児または家族介護を行う労働者の配置               | 転勤に際して育児や介護の状況に配慮すべき義務         | 規定なし                           |             |
| 職業家庭両立推進者                        | 選任について努力義務                     | 規定なし                           | 平成13年11月16日 |
| 仕事と家庭の両立についての意識啓発                | 国による支援措置                       | 規定なし                           |             |

▶問い合わせ 北海道労働局雇用均等室 (☎011-709-2311)

(☎④0110)